

「個人情報」を活用し、人のつながりを大切にしたい社会へ

「個人情報の保護」は大切なことですが、過保護ともいえる対応により、その有用性が失われてはなりません。例えば「学校の緊急連絡網」や「災害時の要援護者名簿」の作成、「児童虐待が疑われる家庭の情報」など、社会にとって有用な活動のために個人情報が必要に活用されることが大切です。



学校の緊急連絡網・同窓会名簿



災害時の要援護者名簿



自治体による適切な情報の共有

よくわかる 個人情報保護法

～自治会における名簿の
作成・配布について～



パソコンやメディアの管理



カード情報の管理



個人情報の持ち出し制限

「個人情報」を漏らさないために適切な管理を

「個人情報」とは個人の氏名、年齢、住所、家族構成やクレジットカードの番号まで、個人を特定するさまざまな情報のこと。情報は一度、流出してしまうと取り戻すことが大変困難です。個人情報取扱事業者には、適切な管理が求められます。

個人情報保護法質問ダイヤル 03-3507-9160
(平日 10:00～12:00・13:00～17:00) ※「個人情報保護法」の解釈などの疑問にお答えします。

詳しくは、消費者庁ホームページをご覧ください。
<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>

消費者庁個人情報

検索

消費者庁企画課個人情報保護推進室

自治会における名簿の作成・配布について

個人情報取扱事業者ですか？

自治会が、個人情報保護法の義務規定の対象となる「**個人情報取扱事業者**」に当たらない限り、自治会における名簿の作成や配布については、個人情報保護法の規制の対象外となります。

「個人情報取扱事業者」とは、「**5,000人分を超える個人情報を、紙媒体・電子媒体を問わず、データベース化してその事業活動に利用している者**」をいいます。したがって、自治会については、その活動に利用している個人情報の数が5,000人を超える組織は少ないと思われるので、「**個人情報取扱事業者**」に当たらないことがほとんどと考えられます。

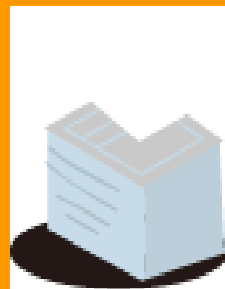


個人情報保護法上の名簿の作成・配布に関するルール

「個人情報取扱事業者」に当たる自治会が名簿を作成・配布する場合には、

- ① 名簿を**作成**する場合には、利用目的の通知(法18条)等
- ② 名簿を**配布**する場合には、第三者提供の制限(法23条)等

の個人情報保護法の規定を守る必要があります。



例えば、「個人情報取扱事業者」に当たる自治会において名簿を作成・配布する場合には、個人情報を集める際に、「**取得した個人情報については、自治会名簿として自治会員へ配布する**」ことを明示し、同意の上で所定の用紙に個人情報を記入・提出してもらうことが考えられます。

※ なお、ご自身の個人情報を自治会に提供することについて、個人情報保護法による規制はありません。